

知的障害者の福祉制度



令和7年7月作成

目 次

1.	知的障害者（児）の福祉	P. 2
2.	療育手帳の交付	P. 2
3.	タクシー料金の助成	P. 2
4.	バス優待乗車証（障害）の交付	P. 3
5.	渡船料金の助成	P. 3
6.	タクシー料金の割引	P. 3
7.	民間・公営バス料金の割引	P. 3
8.	国内航空運賃割引	P. 3
9.	J R等の割引	P. 3
10.	錦川清流線の割引	P. 4
11.	高速道路通行料金割引制度	P. 4
12.	NHK テレビ放送受信料の減免	P. 5
13.	携帯電話料金の割引	P. 5
14.	施設使用料の割引	P. 5
15.	重度心身障害者医療費の助成	P. 5
16.	特別障害者手当の支給	P. 6
17.	障害児福祉手当の支給	P. 6
18.	特別児童扶養手当の支給	P. 6
19.	心身障害児福祉手当の支給	P. 6
20.	障害年金の支給	P. 6
21.	山口県心身障害者扶養共済制度	P. 7
22.	所得税及び住民税の控除	P. 7
23.	自動車税種別割・軽自動車種別割等の減免	P. 8
24.	知的障害者相談員	P. 8
25.	あいあいサークル	P. 8
26.	ことば・きこえの教室	P. 8
27.	NHKテレビ放送受信料の減免	P. 9
28.	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	P. 9
29.	ヘルプマーク・ヘルプカード	P. 9
30.	あんしん情報カプセル	P. 9
31.	その他の制度	P. 10

お問合せ先		
担当課	電話番号	F A X
本庁障害者支援課	2 9 - 2 5 2 2	2 2 - 2 8 1 4
由宇総合支所	6 3 - 1 1 1 3	6 3 - 3 4 2 7
玖珂支所	8 2 - 2 5 1 1	8 2 - 6 1 3 9
周東総合支所	8 4 - 1 1 1 2	8 4 - 7 7 1 1
美和総合支所	9 6 - 1 1 1 3	9 6 - 1 7 1 2
錦総合支所	7 2 - 2 1 1 2	7 2 - 2 1 2 0
美川支所	7 6 - 0 3 1 1	7 6 - 0 8 6 3
本郷支所	7 5 - 2 5 8 2	7 5 - 2 3 6 6

療育手帳について

1. 知的障害者（児）の福祉

知的障害者の更生を援護すると共に必要な保護を行い、知的障害者の福祉向上を図る目的で、昭和35年に、「知的障害者福祉法」が制定されました。知的障害者は、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある者のことをいい、知的障害者に対する社会の理解と積極的な福祉対策が望まれています。

知的障害者のうち、18歳未満の知的障害児に対しては、児童福祉法に基づき児童相談所が中心となって援護を行っています。18歳以上の知的障害者については、福祉事務所が直接の窓口となって、様々な援護を行っています。



2. 療育手帳の交付

知的障害のある方や家族に対して、様々な行政機関や相談機関などにより一貫した相談・支援を行うとともに、交通機関の運賃割引、税の減免等の手続きの際の便宜を図ること等を目的として交付されます。療育手帳にはAとBの2種類があります。

(A) IQが概ね35以下の者又はIQが概ね36以上50以下で盲・ろう・肢体不自由等の障害（1～3級）を有する者

(B) それ以外の知的障害者（児）でIQが概ね70以下の者

〔相談機関：18歳未満の知的障害児については山口県岩国児童相談所（TEL29-1513）

18歳以上の知的障害者については山口県知的障害者更生相談所（TEL083-902-2673）〕

交通機関利用の助成

3. タクシー料金の助成

療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、福祉タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。制度を受けるには申請が必要です。

○有効期限：毎年 4月1日～3月31日（年度毎）

○更新：毎年4月1日までに住民票上の住所へ郵送

（住民票上の住所以外の住所へ送付をご希望される方、窓口での交付を希望される方は申し出下さい）

○利用可能枚数：1乗車につき最大で6枚まで（発生料金分以上の枚数の利用は不可）

○助成額：500円 年間交付枚数：48枚（1ヶ月4枚）

4. バス優待乗車証（障害）の交付（Aのみ）

市内に住所を有する療育手帳のAを所持している方に対し、防長バスおよびいわくにバス株式会社が運行するバス（高速バスは不可）の無料乗車証を交付しています。本人と介護人の2人分の運賃が無料になります。交付を受けるには申請が必要です。

※介護者は、バスの係員が介護の能力を有すると認めるものであって、乗車区間が手帳所持者と同じでなければなりません。

※介護者と同乗される場合は、同乗者が介護者である旨をバスの係員に申し出てください。

5. 渡船料金の助成

柱島地区に住所を有する療育手帳を所持する方に対し、柱島渡船利用券（片道分年96枚）を交付します。（なお、療育手帳Aを所持する方は介護者1人分までの運賃も無料になります。）

助成を受けるには申請が必要です。

交通機関・事業所関係の割引制度

6. タクシー料金の割引

療育手帳を所持されている方がタクシーを利用した場合、メーター表示額の1割引を受けることができます。タクシー利用時に手帳を提示してください。

7. 民間・公営バス料金の割引

バスに乗車した際、運賃が割引されます。割引等の詳細は、バス会社によって異なりますので、各バス会社にお問い合わせください。

※いわくにバスと防長交通の場合

A 手帳所持者と介護人の片道運賃が5割引 B 手帳所持者のみの片道運賃が5割引

8. 国内航空運賃割引

国内の定期航空路線の全区間で、満12歳以上の場合、本人と介護者1名に対し、それぞれ運賃が割引されます。割引等の詳細は各航空会社支店営業所及び指定代理店窓口へお問い合わせください。

9. JR等の割引

（療育手帳A）

JR等に乗車船する場合、距離が101キロ以上るとき、乗車券が50%割引になります。介護者が同行する場合は、キロ数にかかわらず本人・介護者とも乗車券が50%割引になります。

（療育手帳B）

JR等に乗車船する場合、距離が101キロ以上るとき、本人のみ乗車券が50%割引になります。

※A・Bともに、特別急行券は割引になりません。

10. 錦川清流線の割引



(療育手帳 A)

錦川清流線に乗車する場合、本人及び介護人の運賃について 5 割引になります。(距離制限はありません。) 割引対象となる乗車区間は岩国～錦町です。ただし、本人が 1 人で利用する場合は、療育手帳 B と同じ扱いになります。

(療育手帳 B)

錦川清流線に乗車する場合、本人の運賃について 5 割引になります。(距離制限はありません。) 割引対象となる乗車区間は川西～錦町です。

[問い合わせ先] 錦川鉄道株式会社 (TEL 72-2002)

11. 高速道路通行料金割引制度 (A のみ)

療育手帳の A (第 1 種) を所持している方が有料道路 (高速道路等) を通行した際に、障害者 1 人につき指定の車 1 台に対して通行料金が半額になります。事前に障害者支援課又は各総合支所にて手続きを行い、2 年に一度更新手続きが必要になります。(期間内に手帳の再判定がある方は、再判定の期日が有期となります)

○指定の車とは、障害者本人または障害者と一緒に住んでいる方の名義の車か、常に障害者を介護している方 (住所は別でもかまいません) の名義の車で、レンタカー、軽トラック、営業用でない車等に限りです。

〈窓口申請必要書類〉

- ・ ETC をご利用にならない場合
 - ①療育手帳
 - ②自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ・ ETC をご利用になる場合
 - ①療育手帳
 - ②自動車検査証又は軽自動車届出済証
 - ③ETC カード (障害者本人名義のもの)
 - ④ETC 車載器の管理番号が確認できるもの
(ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等)

[問い合わせ先] NEXCO 西日本お客様センター (TEL 0120-924-863)

[令和 5 年 3 月 27 日からの変更点]

車を所有されていない又は事前登録された車がやむを得ず使用できない場合を考慮し、1 人 1 台の要件緩和がされることになりました。この改正により、事前登録をしていない車でも料金が半額になります。

詳しくは、西日本高速道路株式会社のホームページをご確認ください。

〈NEXCO 西日本 障がい者割引〉 〈NEXCO 改正の概要〉 〈NEXCO オンライン申請〉



その他の割引・減免制度



1 2. NHKテレビ放送受信料の減免

療育手帳を所持し、下記の対象となる場合、放送受信料が減免になります。減免を受けるには申請が必要です。

《 全額免除 》

- 療育手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員の市民税が非課税の場合

《 半額免除 》

- 療育手帳のAの交付を受けている方が、住民基本台帳での世帯主であり、なおかつNHKの受信契約者である場合

[申請窓口は岩国市障害者支援課障害者福祉班 (TEL 2 9 - 2 5 2 2 FAX 2 2 - 2 8 1 4)]

※山口県外で減免を受けられていた方は、新たに申請が必要となります。

[減免制度内容・契約内容変更についての問い合わせ先]

NHK視聴者コールセンター (TEL 0 5 7 0 - 0 7 7 - 0 7 7)

NHK山口放送局 (TEL 0 8 3 - 9 2 1 - 3 7 1 1)

1 3. 携帯電話料金の割引

療育手帳を所持している方（障害の程度は問いません）が携帯電話の加入契約を行っている場合、基本使用料が割引されます。サービスを受けるには申請が必要です。

[相談及び申請窓口は加入携帯電話各社]

1 4. 施設使用料の割引

公立施設や民間施設（美術館、博物館、体育館、スポーツ文化センターなど）の使用料の減免が受けられるところがあります。各施設で確認してください。

医療費の助成



1 5. 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者の健康保持、医療費の経済負担の軽減を図ることにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。制度を受けるには申請が必要です。

[対 象] 下記の年金や手当を受給している者か、手帳を取得している者

- | | | | |
|-----------|---------|---------------|-----|
| ○ 障害年金 | 1 級 | ○ 特別児童扶養手当 | 1 級 |
| ○ 身体障害者手帳 | 1 級～3 級 | ○ 精神障害者保健福祉手帳 | 1 級 |
| ○ 療育手帳 | A | | |

ただし、本人の所得が一定を超える場合や他制度により医療費の助成を受けることができる場合は、対象になりません。

各種の手当制度



16. 特別障害者手当の支給

障害の状態が重く（原則として重度障害が重複している人）、日常生活において常時、特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅障害者に対して、月額29,590円支給します。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。



17. 障害児福祉手当の支給

重度の障害を有する20歳未満の在宅の障害児に対して、月額16,100円支給します。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。



18. 特別児童扶養手当の支給

障害を有する20歳未満の在宅の障害児を監護する父もしくは母、又は父母に代って障害児を養育（障害児と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している方に月額56,800円（重度障害）、月額37,830円（中等度障害）支給されます。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。

19. 心身障害児福祉手当の支給

重度の障害を有する20歳未満の障害児の保護者に、月額2,000円を支給することにより、これらの障害児福祉の増進を図ることを目的としています。

〔支給要件〕

身体障害児	身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する児童の保護者
知的障害児	知能障害が中等度以上（知能指数（IQ）50以下）の児童の保護者
併 症 児	身体障害者手帳4級所持で知能障害が軽度（知能指数（IQ）51以上75以下）である児童の保護者

年金制度・共済制度

20. 障害年金の支給

20歳以上で知的障害の程度が一定基準の状態にあり、一定の保険料給付要件を満たしている場合に支給されます。

〔相談及び申請窓口は保険年金課国民年金班（TEL29-5086）〕

2 1. 山口県心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者に万一のことがあった場合、残された障害者に年金を支給して生活の安定を図るとともに、保護者の不安が少しでも軽くなるようにと発足した共済制度です。

〔年 金 額〕 240,000円（月額1口につき20,000円）

〔加入資格〕 下記の1から3までの障害者を扶養している保護者のうち年齢や健康状態等、一定の加入条件を満たしている方

1. 知的障害者
2. 身体障害者手帳 1級、2級、3級所持者
3. 精神又は身体に永続的な障害のある1又は2と同等以上の障害者

〔掛 金〕 加入時の年齢によって9,300円から23,300円までの7階層に区分されています。なお、生活保護世帯や市民税非課税世帯は掛金減免制度があります。

〔加 入 数〕 1人2口までの加入が可能です。

〔弔 慰 金〕 加入者より障害者が先に死亡した場合に支給されます。

〈リーフレット〉



〈案内の手引き〉



税金の控除・減免

2 2. 所得税及び住民税の控除

療育手帳を所持している方、あるいは控除対象配偶者や扶養親族が療育手帳を所持している場合、申告等により税金の控除（所得控除）が受けられます。

○療育手帳A所持者（特別障害者控除）

○療育手帳B所持者（障害者控除）

療育手帳の交付年月日により特別障害者及び障害者控除の適用される年分が異なりますので、手続きなどについては下記の相談窓口へお問い合わせください

〔所得税の控除についての相談窓口は岩国税務署（TEL22-0111）〕

〔住民税の控除についての相談窓口は課税課市民税班（TEL29-5054）〕

23. 自動車税種別割・軽自動車税種別割・自動車税環境性能割（県税）・軽自動車税環境性能割（市税）の減免（Aのみ）

○対象者 療育手帳のAを所持している方

【対象となる自動車】

- ・身体障害者・重度障害者本人又は生計を一にするものが、所有・運転し、専ら当該障害者のために使用される自動車
- ・障害者のみの世帯の障害者を常時介護するものが運転し、当該障害者本人又は生計を一にする者が所有する自動車

※減免を受けるには申請が必要です。

※自動車税環境性能割（県税）・軽自動車税環境性能割（市税）の減免については、車の購入時に販売店等でご確認ください。

※減免の対象となる期間等については、下記の各窓口にお問合せください。

〔自動車税種別割の減免についての相談窓口は岩国県税事務所（TEL 29－1502）〕

〔軽自動車税種別割の減免についての相談窓口は市課税課税制班（TEL 29－5053）〕

その他

24. 知的障害者相談員

地域で気軽に相談できるよう、知的障害者相談員が市から委託を受けて相談業務にあたっています。

25. あいあいサークル

在宅の心身障害児とその保護者を対象に、日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練をおこなっています。

○実施場所 サンシャイン岩国（実施日 毎週木曜日）

【問い合わせ先】 児童発達支援センター サンキッズ岩国（TEL：28－5000）

26. ことば・きこえの教室

話しことば等が気になる小学校入学前の幼児に対し、一人ひとりの持つ能力を可能な限り伸ばして集団・社会生活の適応を図るため、麻里布小学校において専門の指導員を配置し実施しています。

玖珂小学校と由宇小学校に分室があります。

〔相談窓口は麻里布小学校（TEL 21－7222 FAX 22－3242）〕

27. 駐車禁止規制の適用除外

療育手帳のAを所持している方を介添える方の使用する車両が公安委員会の許可を受けると、駐車禁止場所でも、他の交通の妨げにならない限り駐車できるようになります。適用を受けるには申請が必要です。
〔相談及び申請窓口は岩国警察署（TEL 24-0110）〕

28. やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度



公共施設や店舗などに設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方などで歩行や乗降が困難な方に、山口県が、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度です。

利用証を提示することで、県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができます。利用証の交付を受けるには、申請が必要です。

●知的障害者 療育手帳の障害程度欄が「A」の方

※その他、難病患者、ケガ人、妊産婦、診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方に利用証を交付できる場合があります。

29. ヘルプマーク・ヘルプカード



岩国市障害者支援課、各総合支所・支所にて配布しています。

・ヘルプマーク

かばん等に装着したり、身につけることで、外出先で周囲に援助や配慮を必要としていること知らせることができます。

・ヘルプカード

氏名や連絡先、必要な配慮等を書き込むことができるようにしてあり、まわりの人に配慮等を求めたい場面で提示し、必要な配慮や援助の内容を相手に知らせることができます。

30. あんしん情報カプセル



カプセルの中に緊急連絡先などの情報を記入した用紙を入れて、自宅にある冷蔵庫で保管しておくことで、迅速な救急活動に役立ちます。

※ 災害時や急病になった時、本人に代わって必要な情報を伝えてくれるものです。

すでにあんしん情報カプセルをお持ちの方で、内容に変更があった場合は、その都度情報を更新してください。

〔対象〕 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を取得している方
難病をお持ちの方

〔申請窓口は障害者支援課・高齢者支援課・各総合支所・支所・出張所〕

3 1. その他の制度

○相続税の控除

〔相談窓口は岩国税務署（TEL 2 2－0 1 1 1）〕

○生活福祉資金の貸付

〔相談窓口は岩国市社会福祉協議会（TEL 2 2－5 8 7 7 FAX 2 2－2 8 1 5）〕

○障害者等のマル優制度（非課税貯蓄）

〔相談窓口は金融機関・証券会社〕